

5. はしけ運送料金表

は し け 運 送 料 金 表

I. 適 用 範 囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ←→ 沿岸間又は、沿岸 ←→ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位：円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指 定 区 間 運 送
	通 常 の 港 湾 内	特 定 地 区 と の 間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有 姿 貨 物	1, 2 5 8	1, 5 9 1	① 1, 9 2 4
			② 2, 2 5 8
撒 貨 物	1, 1 3 5	1, 4 6 9	① 1, 8 0 2
			② 2, 1 3 5

① 特定地区は、東京港地区の場合、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河の各地区。横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

② 指定区間は、①東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ←→ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ←→ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の 4 割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき 単位：円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	1 3 3
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	6 6

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては 2 名、その他の貨物にあっては 1 名の場合に適用し、それぞれの人員が 1 名増す毎に 1 名につき 66 円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数 1 トン 1 日につき 145 円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。